港北区共募発 第15号 平成30年7月20日

自治会·連合町内会長 各位

共同募金会港北区支会 支会長 関 治美

「共同募金港北区だより」の全戸配布について(依頼)

時下ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

日頃から共同募金運動につきまして、格別のご配慮及びご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、本年も10月1日からの共同募金運動実施にあたり、広く区民の皆様に周知を図るため、自治会町内会を通じて「共同募金港北区だより」の全戸配布を行いたいと存じます。 つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮に存じますが、ご理解ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

- 1. 「共同募金港北区だより」の概要
 - (1) 体裁 A4版両面2色刷 1枚 ※参考資料 平成29年度「共同募金港北区だより」
 - (2) 内容 平成29年度共同募金実績及び配分実績 平成30年度共同募金運動への協力依頼
- 2. 送付時期

平成30年8月下旬(「広報よこはま港北区版」9月号と同時期)

3. 送付方法

配送業者から、各自治会町内会の広報配布責任者様あて直接送付します。

- 4. 配送手数料
 - 1部につき2円でお願いいたします。

(募金活動終了後、共同募金事務費とあわせて連合単位にて送金します。)

【お問い合わせ】

共同募金港北区支会

(横浜市港北区社会福祉協議会内)

担当:藤原•遠田

電話:045-547-2324

FAX.: 0.45 - 5.31 - 9.561



共同募金2017《10月1日~12月31日》(地域版)

港北区だより

神奈川県共同募金会 横浜市港北区支会

〒222-0032 港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206 港北区社会福祉協議会内 TEL. 045-547-2324 FAX. 045-531-9561

あたたかいご支援ありがとうございました。 皆さまからの寄付金は下記のとおり配分され、地域福祉活動に役立てられました。

昨年、皆さまからお寄せいただいた寄付金です。 47,082,997円

寄付金は赤い羽根募金と年末たすけあい募金を合計した金額です。 赤い羽根募金…21,229,428円 + 年末たすけあい募金…25,853,569円

赤い羽根募金のつかいみち

配分総額 21,229,428円

●社会福祉施設・団体

10,690,000円

- ・保育所
- ・地域活動支援センター
- ・区内在宅サービス団体
- ・移動サービス団体
- ●区社会福祉協議会の事業費

7,207,737円

- ·広報啓発事業
- ・ひっとプランこうほく推進事業
- ·生活支援体制整備事業
- · 障害者余暇支援事業
- ・社会福祉団体事業助成事業など

※県内他市町村の 福祉施設・団体

3.331.691円

ありがとうメッセージ

年末たすけあい募金のつかいみち

配分総額 25,853,569円

●区内要援護者世帯

2,827,000円

知的・肢体不自由児者、ひとり親世帯、高齢者、 生活困難世帯など

●社会福祉施設

815,000円

障害者・地域作業所、地域活動ホーム、グループ ホーム、学童保育、小規模通所授産施設、その他福 祉施設

区内の社会福祉団体 20,713,305円

障害児訓練会、当事者団体、地域ミニデイサービス、会食・配食サービス、送迎サービス、地域支援ボランティア、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、老人クラブなど

●区社会福祉協議会の事業費 1,498,264円 募金活動資材購入、社会福祉団体事業助成事業など

移動サービスワーカーズ・コレクティブ らら・むーぶ港北

メンバーを増やして、移動困難な方々の外出 希望に応えられるように頑張ります。 ありがとうございました!

寄付金が配分される



4月中旬~6月末



10月1日~12月末

を募集します。



の内容を審査します。委員 18名が分担して配分申請施 設の実地調査も行います。

11月~翌年2月末



理事会・評議員会で配分を 決定します。理事・評議員は 地域の代表・各界各層の代 表で構成されています。

3月中旬



4月~

共同募金PR大使 野毛山動物園のレッサーパンダ 「キク」 10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。 今年も皆さまのご協力をお願いいたします。

★横浜F・マリノス ともに赤い羽根を

★横浜DeNAベイスターズ

応援しています!

昭 和22年、 民間が行う寄付金募集とし

などが「社会福祉法」で定められています。 さまの善意を適正に取り扱うために、 募金の使いみ

ています。

玉

|内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられ

県内の福祉施設への支援をはじ

め

まった共同募金ですが、 Ó 働大臣の告示により実施する、たすけあい、の運動です。 中で様々な福祉活動に役立てられています。 戦後復興の一助となることを目的として始 現在では、 皆さまがお住まいの 毎年、 厚 地 4

共同募金って何に使われるの

ボランティ ランティア活動などに役立てられています。 募 金 の7割 |食・会食サービス、子育て支援などの草の||7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の 根家

祉 車両の整備など、 金の3割は、 児童 養護施設の遊具や障がい者施設

れているからです。 根共同 ζ お願いします。 地域福祉を進めるために、 募金は任意です 金なのに、どうして目標額があるの 計画的に募金を行うことが 募金にご協 が、 地 域 、福祉を応援するためにご協 力を 活動 「社会福祉法」で定めら 資金をあらかじめ把握 お願

募金·広報資材作成費 および本会事業費 8,314万円 €に対する災害見舞 >県内外災害発生時

力

{急対応資金)万円 国内災害時の 準備金として

3,639万円

募集期間)

10

1

5

12

月 31 日

※1月1日~3月3日は、

、企業との協働事業を展開します。

平成29年度 付金配分計画額 12億1,300万円

> 年末たすけあい 援護活動 3億9,967万円

市区町村ごとの 共同募金会事業費 5,845万円

児童・高齢者・障がい児者 等の民間社会福祉施設へ 2億2,350万円

各種社会福祉団体へ 4,300万円

在宅福祉サー ・ビス団体へ 4,800万円

市区町村社会福祉協議会へ 3億1,585万円

平成29年度の目標額は12億1,300万円

制の特典があります!

個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。 ※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。 法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。(詳しくは、本会までお問い合わせください)

共同募金の使途は、「はねっと」で公開しています。 http://www.akaihane.or.jp/hanett 生会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日·法律第57号)に基づき、 固人情報を適正に取り扱います。 寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。



